

### <3 水害は防げる>

#### 3-1 鬼怒川水害における行政の問題

##### 3-1-5 砂丘林が掘削されないように河川区域指定しなかった国の法令違反

法令違反を犯した国交省が、法令違反を打ち消すためなら、法廷で、しかも文書で、国民には到底理解不能な主張をする。そんな行政(国交省)を信じて託せますか？生命・財産を預けられますか？

まずは図を見てください。日本全国こんな場所は見かけます。自然に出来た**堤防の役割を果たしている砂丘林や丘陵地や山**の両端から堤防が作られている場所です。多くが私有地です。



では、私有地だからと言って土地の所有者は砂丘林を掘削しますか？所有者がそこに住む住民なら絶対にしませんよね。下図のように洪水になり、被害が自分(周辺住民)に返ってくるからです。



地域住民なら絶対なくても、他県に住む1枚でも多くソーラーパネルを設置したい土地の所有者ならどうでしょう。自分の土地をすべてを上図のように掘削してしまったのが若宮戸地区の洪水被害です。

例え個人の土地であっても、堤防の役目を果たし地域住民を洪水から守っている砂丘林や丘陵地は、土地所有者でも勝手に掘削したりするのを防ぐのが河川管理者(国)による【**河川区域**】の指定です。河川区域に指定すれば、建築物を建てるのも、掘削、盛土と言った行為は国の許可が必要になります。

**法令に『堤防に隣接している(上流も下流も堤防につながっている)丘陵地が堤防としての機能を発揮している場合があり、この丘陵地については河川区域内の土地として管理する必要がある』**とあります。「河川区域内の土地として管理する必要がある」つまり『河川区域に指定』しなかった国の法令違反です。今回の鬼怒川大水害の若宮戸地区の洪水被害は、この【**河川区域**】の指定をしなかったことが原因です。

**砂丘林での河川の安全性が、掘削され安全性が低下し、危険な状態になったことが国の責任です。**

国交省は法令違反を、『堤防は土で出来ているが、砂丘林(若宮戸地区)は砂でできている。』『堤防は河川の施設として安全性を備えているが、若宮戸地区の砂丘林は安全性を持っていない。』などと多くの屁理屈を、しかも最後は『**堤防の機能が無いから河川区域に指定できない**』と平気で、裁判所に文書で、提出するしまつ。国民常識で考えられますか？

一審で敗訴した国交省は控訴。二審で敗訴しても国交省は現在上告中。こんな屁理屈の主張で。

『**若宮戸地区の砂丘林は、立派に堤防の役目として実績はありました。**』住民は誰でも知ってます。

こんな屁理屈を裁判でも主張する国交省を信じて託せますか？生命・財産を預けられますか？

みなさん、国交省の問題に声を上げてください。情報を拡散してください。